

森林病虫害等防除事業(松くい虫被害防除作業) 仕様書

1 総則

(総論)

第1条 本作業は松くい虫被害の発生した林分が、今後とも守るべき松林もしくは今後も松林として維持していくべきであるとの認識のもと、集中的な伐倒、薬剤処理の徹底によって被害拡散の抑止及び予防を図るものである。

(目的)

第2条 本仕様書は上田市が実施する国補保全松林健全化整備事業、県補松林健全化推進事業について適用する。

(業務の内容)

第3条 本作業の概要は以下のとおりとする。

- (1) 伐倒 :作業対象となるアカマツを伐倒し、枝払い・玉切りを行う。
- (2) くん蒸 :玉切られた伐倒木を集積し、くん蒸処理する。

(準拠する法令等)

第4条 本作業の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、次に掲げる法令規程等に準拠するものとする。

- (1) 森林病虫害等防除法(昭和 25 年 3 月 31 日法律第 53 号)
- (2) 長野県森林病虫害等防除事業実施要領
- (3) 長野県森林病虫害等防除事業実施要綱
- (4) 長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱
- (5) 農薬取締法(昭和 23 年 7 月 1 日法律第 82 号)
- (6) 労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)
- (7) 森林法
- (8) 森林・林業基本法
- (9) その他の関係法令および通達、条例ならびに諸規則

(技術者)

第5条 受託者は作業主任を配置し、業務着手にその配置を報告しなければならない。

- 2 作業主任を変更する場合は監督員の承認を得なければならない。
- 3 作業主任の資格要件は長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱に定める専門技術者の資格要件に準ずる。

(周辺交通の安全確保)

第6条 施工のため交通に支障を及ぼす、又は支障を及ぼす恐れのあるときは、直ちに監督員に申し出てその指示に従い、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(既存施設の確保)

第7条 受託者は作業の実施に際し、既設構造物等に損傷を与えないよう、必要な保護措置を講ずるものとする。ただし、既設構造物等に損傷を与えることが不可避な場合、又は損傷回避

のために一時的な移動等が必要な場合は、監督員に報告のうえ、既設構造物等の管理者の承認を受けて適切な措置を取るものとする。

(事故報告)

第8条 受託者は、事業遂行に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

(疑義の解決)

第9条 本仕様書の内容に疑義がある場合、またはこれによりがたい場合は発注者と協議する。

2 作業内容

2-1 作業準備

(作業計画書の提出及び作業管理表の受理)

第10条 本作業の着手に先立ち、作業主任は作業計画書を提出するとともに、発注者より作業管理表の提供を受けるものとする。

(作業対象木の管理)

第11条 対象木番号はナンバリングテープを使用して、管理しなければならない。

2 ナンバリングテープは単純に数字だけの連番である場合は、過去及び現在において、周囲で同様の事業を実施していた場合に配慮し、当該事業で実施した旨が明らかとなるように配慮しなければならない。

3 作業主任は対象木の識別番号の標識等が伐木時に確実に地際、若しくは切り口にあることを確認し、作業前に、胸高直径を 2cm 括約で検測し、当該情報がわかるよう写真に記録しなければならない。

(対象木の集積の管理)

第12条 作業主任は集積状況を個別に管理できるよう単純に数字だけの連番でなく、何らかの記号を冠し、集積・くん蒸の単位を管理するよう努めるものとする。

2 同一集積に 3 本を超えて異なる枯損木を集積してはならない。

(チェーンオイルの指定)

第13条 伐倒、玉切り・枝払い作業に使用するチェーンソーのチェーンオイルは鉱物性オイルの使用を原則とする。

(使用する薬剤)

第14条 くん蒸に使用する薬剤は、農林水産省に農薬登録されたカーバム系薬剤とし、1 容器あたりの処理材積は 1.5m³を上限とする。

2 使用する薬剤は、作業計画書によって監督員に報告しなければならない。

(薬剤の管理)

第15条 作業主任は調達しようとする薬剤の特性を把握するとともに、その管理に万全を期さなければならない。

2 作業主任は選木結果に基づき、調達しようとする薬剤の量を把握するとともに、過不足ない調達に努めなければならない。

(薬剤使用に係る作業員への特別教育の実施)

第16条 くん蒸に使用する薬剤の取り扱いに際し、作業主任は薬剤の販売元と連携し、薬剤の危険性や扱う上での留意事項、作業手順等、従事する作業員に対する特別教育を実施しなければならない。

- 2 特別教育は過去 2 年以内において他の事業等で実施している場合は省略することができる。

(使用するシート)

第17条 被覆に使用するシートは 4.0m*4.0m*0.10mmの規格を原則とし、その材質が分解プラスチックであるものを使用しなければならない。

- 2 使用するシートは、作業計画書によって監督員に報告しなければならない。

(伐倒木の選定)

第18条 伐倒木の選定は受託者が行うものとし、その選定にあたっては、以下の点に留意しなければならない。

- (1) 枯死することが確実あるいは枯死から 1 年以内のものを選定すること。
- (2) 枯死後、相当の年数が経過し、剥皮又は乾燥し、マツノマダラカミキリの産卵対象とならないものは処理の対象としないこと。

2-2 伐倒

(伐倒作業)

第19条 伐倒作業は一般的な伐倒作業と同様とし、とくに安全対策に留意して実施しなければならない。

(玉切り作業)

第20条 玉切り作業では、幹材を 1.2m から 1.3m に玉切らなければならない。

- 2 玉切り作業に基づく樹高の算定は、本数×1.2 とし、切捨て整数止めとする。

2-3 くん蒸

(くん蒸処理する位置)

第21条 くん蒸処理は日光の当たる場所で行うことを原則とし、集積はこれに配慮しなければならない。

(集積の安定確保)

第22条 集積は安定し、処理木の崩れや移動が無いよう集積しなければならない。

(集積量)

第23条 集積する材積は 1 箇所あたり 1.287m³ までとする。

- 2 前項に拠りがたい場合は、別途監督員と協議すること。

(払った枝及び落枝の処理)

第24条 伐倒時における落枝及び枝払い作業で払った枝のうち直径2cm 以上のものは 1.2m 以内に切りそろえ、集積しなければならない。

- 2 集積した落枝及び枝は、確実にくん蒸処理したことが分かるよう、写真に記録しなければ

ならない。

(集積状況の記録)

第25条 作業主任は集積した状況を、別紙施工明細書で管理しなければならない。

(被覆)

第26条 シートの使用については「松くい虫伐倒くん蒸シート(分解性シート)の使用指針」(平成16年3月12日付け15森第719号林務部長通知)に拠らなければならない。

- 2 被覆は周囲を溝掘りし、風による飛散やめくれあがりのないよう、シートの端部が20cm以上土に巻き込み、覆土後、シートが抜けないうみ固めなければならない。

(一次被覆)

第27条 シート端部の埋め込みは、薬剤の流し掛け処理の前に、概ね半分を行うことを原則とする。

(薬剤の流し掛け処理)

第28条 薬剤の取扱いは、労働安全衛生法による有資格者の管理のもとに行い、作業中は安全確保に万全を期すと同時に、看板、テープ等を使用して、周囲の危険防止に努めなければならない。

- 2 薬剤の流し掛け処理を実施するに際し、作業員は吸収缶付き防護マスク、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣、ゴム長靴を着用しなければならない。
- 3 作業時はガスに暴露しないよう風向きに配慮して作業しなければならない。
- 4 薬剤は集積全体にまんべんなくかけるものとする。
- 5 空の容器は、容器に番号を付して、流し掛け状況を番号が分かるように写真を撮影するものとする。
- 6 薬剤の使用量は、1集積に1容器とする。
- 7 薬剤の空容器は回収し、産業廃棄物処理業者により処分すること。処分時は容器の回収状況写真を撮影し、マニフェストとともに発注者へ提出すること。

(最終被覆)

第29条 薬剤の流し掛け処理終了後、ただちに被覆を行わなければならない。

- 2 被覆時に枝条によりシートが破損しないよう配慮しなければならない。
- 3 枝条によりシートが破損した場合はビニールテープ等で補修しなければならない。ただし、生分解性プラスチック由来のビニールテープでない場合は、事業完了までに適切に廃棄しなければならない。
- 4 被覆時においてもガスに暴露しないよう配慮して作業しなければならない。
- 5 集積管理として、集積した処理木番号及び集積番号を付した記録票が被覆シートの下に見えるようにしなければならない。

2-4 くん蒸管理

(くん蒸期間)

第30条 くん蒸期間は14日以上を標準とし、被覆を管理しなければならない。

3 出来形管理

(作業管理表)

第31条 受注者は完了届とともに、施工明細書及び作業写真を発注者に提出しなければならない。

2 作業写真は処理木及び集積・くん蒸において以下の写真を提出しなければならない。

(1) 伐倒

ア 伐倒前後……伐採前は胸高直径計測写真とし、伐倒後は処理木番号がわかるものとする。また伐倒前後に関わらず枯損の状況がわかるものとする。(個別)

イ 伐倒作業……処理木番号及び作業状況が分かるもの(30 本につき 1 枚)

ウ 玉切り作業…処理木番号及び作業状況が分かるもの(30 本につき 1 枚)

エ 枝払い作業…処理木番号及び作業状況が分かるもの(30 本につき 1 枚)

オ 特殊伐倒…特殊伐倒処理を行った場合は、保全対象と被害木の位置関係がわかるもの及び牽引状況がわかるもの(個別)

(2) 集積・くん蒸

ア 集積作業…玉切り数が分かるものであり、尚且つ複数の処理木が同一で集積された場合は、木口に異なる色(赤・青・緑)を付けて管理する(個別)

イ 落枝等処理…集積番号及び集積状況が分かるもの(個別)

ウ 被覆作業……集積番号及び作業状況が分かるもの(30 箇所につき 1 枚)

エ 薬剤処理……集積番号及び作業状況が分かるもの。(個別)

オ くん蒸管理……集積番号、第 20 条の 1 及び第 29 条の 5 の状況がわかるもの(個別)

3 作業写真の撮影に当たっては GPS 機能付きカメラで撮影を行う又は GPS データロガーにより位置情報を付加する等により、原則位置情報を持った写真データを整備・保存すること。

(その他の提出)

第32条 受注者は前条以外に以下の書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 作業計画書提出時

ア 農薬登録票

イ 農薬使用計画書写し

(2) しゅん工報告時

ア 伐倒木処理位置図(5,000 分の 1 で施業班の入った図面)

イ 納品書写し

ウ 資材検収写真(写真から数量が確認できるように撮影されたもの)

エ 資材受払簿

オ 安全教育実施写真

カ 遠景写真

キ 空容器回収処分状況写真

ク 空容器処分時のマニフェストの写し

- 2 監督員が中間報告を求めた場合、受注者は監督員が求める資料等を報告しなければならない。

4 その他
(熱中症)

第 33 条 夏季における猛暑日などの過酷な環境下(炎天下や高温多湿場所)での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症予防対策を講じること。

【R8秋駆除について】

・1041林班 ほ小班 内は施業しないこと。

・令和6度より、国及び県の要領等の改正に伴い、衛生伐の実施の対象地が「アカマツの全本数に対して、被害木が5%未満」の小班と規定されました。施業実施の際は、伐倒本数に注意すること。

(1) 工期

工期は、雨天・休日等を見込み、令和9年1月29日までとする。

(2) 週休2日工事(発注者指定方式)

☐ 対象外業務 本業務は、週休2日工事の対象業務ではありません。

☒ 対象業務(週単位) 本業務は、「週単位の週休2日工事」の対象業務です。

対象期間の全ての週において、土曜日及び日曜日を現場閉所するように設定し、作業計画書に記載すること。週の定義は、月曜日から日曜日までとし、やむを得ず土曜日及び日曜日に施工せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定すること。なお、夜間業務で曜日を跨ぐ場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、週単位の週休2日を達成しているものとみなす。

【週休2日工事の注意事項】

- ① 週単位の週休2日となるよう現場閉所日を設定し、作業計画書に記載すること。ただし、現場条件や施工時期等の制約が厳しく、現場閉所日の設定が困難な場合は、事前に監督員と週休2日の実施方法及びその確認方法について協議し、作業計画書を作成するものとする。
- ② 作業計画書に従い、現場閉所等を実施すること。
- ③ 作業計画書に記載した現場閉所等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。
- ④ 掲示板を作成し、週休2日を実施する業務である旨を公衆の見やすい場所に明示すること。
- ⑤ 週休2日の取組実績に応じて補正分が変更されるので注意すること。

- ⑥ 週休2日工事の実施に当たっては、「上田市週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。
- ⑦ 週休2日の対象外とする作業と期間は、下記のとおりとする。

作業	期間	備考
年末年始	6 日間	
準備・片付け	作業期間	